

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年4月28日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 高城宗幸

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
善通寺養護学校	平成29年1月16日
琴平高等学校	〃
丸亀城西高等学校	平成29年1月17日
香川丸亀養護学校	〃
丸亀高等学校	平成29年1月19日
坂出工業高等学校	〃
図書館	〃
東部教育事務所（小豆分室）	〃
土庄高等学校	平成29年1月20日
小豆島高等学校	〃
津田高等学校	〃
石田高等学校	〃
香川中部養護学校	平成29年1月23日
香川中央高等学校	〃
笠田高等学校	〃
高瀬高等学校	〃
坂出商業高等学校	平成29年1月24日
高松西高等学校	平成29年1月26日
高松東高等学校	〃
聾学校	平成29年1月30日
高松工芸高等学校	〃
観音寺中央高等学校	平成29年1月31日
三豊工業高等学校	〃
保健体育課	平成29年2月6日
人権・同和教育課	〃
健康福利課	〃
生涯学習・文化財課	平成29年2月10日
高校教育課	〃

特別支援教育課	〃
義務教育課	平成29年2月16日
総務課	〃
三本松高等学校	平成29年3月28日
香川東部養護学校	〃
志度高等学校	〃
高松養護学校	〃
五色台少年自然センター	〃
屋島少年自然の家	〃
高松北高等学校	〃
高松北中学校	〃
盲学校	〃
高松高等学校	〃
香川西部養護学校	〃
高松商業高等学校	〃
三木高等学校	〃
高松南高等学校	〃
埋蔵文化財センター	〃
高松桜井高等学校	〃
西部教育事務所	〃
農業経営高等学校	〃
坂出高等学校	〃
飯山高等学校	〃
善通寺第一高等学校	〃
多度津高等学校	〃
観音寺第一高等学校	〃
教育センター	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

定額小為替を受領したときは、納入者に対して証券領収書を交付する必要があるにもかかわらず、領収書を交付していなかった。(観音寺第一高等学校)

イ 手当について

(ア) 部活動指導業務に係る特殊勤務手当について、支給額を誤っているものがあつた。(東部教育事務所)

- (イ) 対外運動競技等の児童・生徒等引率指導業務で、泊を伴うものに対して支給する特殊勤務手当について、支給額が過少であるものがあつた。(高松北高等学校)
- (ウ) 超過勤務命令がないにもかかわらず、誤って休日給を支給しているものがあつた。(坂出工業高等学校)
- (エ) 部活動指導業務に係る特殊勤務手当について、支給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って支給していたものがあつた。(観音寺第一高等学校)
- (オ) 特殊勤務手当の支給について、支給要件の確認が十分でなかったため、支給額が過大又は過少であるものがあつた。(観音寺中央高等学校)

ウ 旅費について

旅費を支給するときは、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する必要がある。(特別支援教育課)

エ 契約について

契約金額が50万円を超える物品の購入であるにもかかわらず、契約書を作成していないものがあつた。(香川中部養護学校)

(3) 検討指示事項

ア 支出について

(ア) 自校の教諭等に対し休日の学校行事に係る謝金を支出していたが、当該謝金の支出については、検討する必要がある。(笠田高等学校)

(イ) 国体強化特別補助金実施要領で補助対象としている交通費に係る規定の見直しを検討する必要がある。(保健体育課)

イ 財産について

(ア) 一部の県立学校では、学校敷地内に整理されないままの農道・水路が多数存在しているため、これの解消に向けて取り組む必要がある。(高校教育課)

(イ) 学校運動場に設置された雨天練習場については、土地の使用関係も含め、財産管理上の取扱いを整理する必要がある。(高松西高等学校)